

令和元年度新宿区外部評価委員会 第2回会議概要

<開催日>

令和元年10月7日（月）

<場所>

本庁舎6階 第3委員会室

<出席者>

外部評価委員（15名）

星卓志、大島英樹、山口道昭、板本由恵、岸本幸子、栗原真吾、小菅知三、齋藤朗、田中健士、鶴巻祐子、長崎恵子、野澤秀雄、藤川裕子、鱒沢信子、横倉泰信

事務局（3名）

池田主査、横山主任、原田主任

<開会>

【会長】

皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和元年度第2回新宿区外部評価委員会を開催します。

本日の委員会は、評価の取りまとめを行います。

委員の皆様には、参考資料1「外部評価取りまとめ（案）」が配られていますので、この内容について、今回と次回で、委員会全体として確認したいと思います。

取りまとめに入る前に、各部会長から、部会においてヒアリングや取りまとめがどのように進んでいったか、評価の概略や感想などを述べていただこうと思います。

まず、第1部会の評価作業について、私から述べさせていただきます。

第1部会は、個別施策Ⅱ-2「災害に強い体制づくり」と個別施策Ⅲ-9「資源循環型社会の構築」の二つの個別施策を評価しました。施策についての理解を深めること、その上でどのような評価とするかということについてかなりの時間を使って議論を進めました。評価としては、二つの個別施策とも、それぞれ十分に組み込まれているという内容になっています。その上で、更に施策の効果を高めていくために、このような取組をしてはどうかという提言的な意見を盛り込むような形でまとめています。

平成30年度から施策評価を実施していますが、昨年度は初めてだったこともあり、私の印象としては、個別の事業の評価を積み上げた形で施策評価を記述するというまとめ方となっていたように思います。その点は私自身も反省がありました。しかし、今年度については、個別の

事業をそれぞれ評価した上で、施策評価については、施策全体の目標に向けてどのような状況であり今後どうあってほしいかという記載ができたと思っています。

【副会長】

第2部会は、個別施策Ⅰ-5「未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実」について評価しました。主に教育の領域についての施策及び事業であり、昨年度は福祉の領域でしたので、随分と様子が違うところがありました。評価作業そのものにつきましては、2年度目ということもあり、比較的順調に進んだと思います、学校教育という仕組みについての理解ということに、やはり時間がかかったと感じています。

第2部会の評価作業としては、最初に小・中学校の現地視察を行い、実態を見た後に評価活動に入った形ですので、イメージは湧きやすかったのではないかと感じています。しかし、教育活動そのもの、学校の教員の教育活動そのものが直接の評価対象ではなく、それを充実させるための様々な事業の集合体として個別施策を評価するというのが、難しい面だったと思っています。

先程、会長から、施策評価については、個別の事業の評価を積み上げる形から全体的な総合的な見地で評価することができたという話がありましたが、なかなかそこまでどり着けたかという点では、まだまだ頑張る余地があったのではないかと反省しています。

個別施策の全体像という視点から考えると、教育施策については「新宿区教育ビジョン」において包括的な見方が示されています。「新宿区教育ビジョン」と外部評価の対象施策は、構成の仕方に違いがあり、全体的なまとめの仕方として、その点も悩ましい部分であったように思います。

【第3部会長】

第3部会は、個別施策Ⅰ-8「地域の課題を共有し、ともに考え、地域の実情に合ったまちづくりの推進」と個別施策Ⅴ-2「職員の能力開発、意識改革の推進」の二つの個別施策について評価しました。

全般的な感想になりますが、取り組んでいる個別の事業についてはおおむね成果を上げているのですが、区としての大きな方針が少し見えにくいのではないかと、そのような観点から見ると、パーツとしては良いけれども、全体としてはどうなのかという意見がありました。

中には、結構厳しい意見もあり、内部評価では良い評価をしていたとしても、第3部会の中には現場で活動している方が多いということもあり、そのような目で見ると、まだ不十分なのではないかという意見が出たところです。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、評価の取りまとめに入りたいと思います。

各部会での個別施策と計画事業に対する評価と経常事業の取組状況に対する意見について、その理由を含めて、委員会全体で確認していきたいと思っています。

部会ごとに、施策評価、計画事業評価、経常事業取組状況の評価結果の報告をお願いします。

【事務局】

第1部会の外部評価結果を説明します。

お手元に、「新宿区総合計画」、「令和元年度内部評価実施結果報告書」、参考資料1「外部評価取りまとめ（案）」をご用意ください。

第1部会の評価対象は、個別施策Ⅱ-2「災害に強い体制づくり」と個別施策Ⅲ-9「資源循環型社会の構築」の二つの個別施策です。

はじめに、個別施策Ⅱ-2「災害に強い体制づくり」の概要について説明します。

本個別施策は、6の計画事業と17の経常事業で構成されています。

めざすまちの姿・状態は、「高度防災都市化の実現に向け、区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、区民との協働により、地域防災力の向上や防災都市づくりに取り組み、災害に強い、逃げないですむ安全なまちをめざします。」というものです。

施策の方向性としては、防災意識と地域の防災力の向上、災害情報の伝達体制の強化、避難所運営体制の充実、災害時要援護者（要配慮者）の安全確保、マンション対策、帰宅困難者対策という六つの柱があります。

個別施策を構成する6の計画事業について説明します。

計画事業54「多様な主体との連携による多世代への防災意識の普及啓発」についてです。

本事業の目的は、「NPO、ボランティア団体、企業等の多様な主体と連携して、楽しみながら防災を学べるイベントを実施し、日頃、防災活動に接する機会が少ない、若者をはじめ幅広い世代の参加を促進することにより防災意識の向上を図ります。また、防災イベントなどを通して、地域防災の新たな担い手の発掘・育成、地域の顔の見える関係づくりを推進し、自助・共助による地域防災力を強化していきます。」というものです。

平成30年9月2日に戸山公園及び新宿スポーツセンターにおいて、楽しみながら防災について学べる防災イベント「しんじゅく防災フェスタ2018」を実施し、幅広い年齢層への防災意識の普及啓発や地域防災の担い手育成の取組を進めました。

これらの取組により、内部評価は「計画どおり」と評価しています。

本事業に対する外部評価について説明します。

「総合評価」については、予定していた事業を着実に実施したことから、「計画どおり」と評価しています。その上で、本事業により、地域防災の担い手として育成した人たちが、災害時に地域で一定の役割を担い、実際に活動するという体制というものは構築されていないのではないか。自助・共助による地域防災力の向上に当たっては、地域で活動できる担い手の発掘、育成というものが大きな課題であり、本事業により地域防災の担い手として育成した人たちを、実際の地域防災活動にどのように結びつけていくかということが重要になるのではないかと。そのため、より具体的な体制づくりに向けた取組が必要であるという意見を付しています。

引き続き防災イベントを実施し、多世代への防災意識の向上を図るとともに、防災に関して関心が低い区民等に対して、より一層の普及啓発を行い、多くの区民が防災に対する関心が高まるよう、更なる取組の工夫を期待するとしています。

「令和元年度取組方針に対する意見」は、実施している防災イベントについては有効であるとした上で、年1回の実施では、意識啓発の効果としては少し限定的になるのではないかと、今後は、イベントの開催場所の拡大や実施回数を増やすことなども視野に入れてはどうかという意見を付しています。また、地域防災の担い手の育成という点については、地域防災の担い手としての登録制度を設けるなど、実際の人材育成を着実にいかしていくための取組を進めていくことも必要ではないかとしています。

次に、計画事業55「女性の視点を踏まえた配慮を要する方への避難所運営体制の充実」についてです。

本事業の目的は、「避難所において配慮を要する方の安全及び安心を確保するために、女性をはじめ配慮を要する方の視点を取り入れた避難所の管理運営体制の充実を図ります。」というものです。

平成30年度は、防災区民組織、民生委員・児童委員、PTA、大学等と連携して「女性をはじめ配慮を要する方の視点でのワークショップ」を四谷地区、榎町地区において実施し、参加者への意識啓発を行うとともに、要配慮者を支える体制づくりに取り組みました。

これらの取組により、内部評価は「計画どおり」と評価しています。

本事業に対する外部評価について説明します。

「総合評価」については、予定していた事業を着実に実施していることから、「計画どおり」と評価しています。その上で、実際に災害が発生した際に、ワークショップ等を通じて検討した、女性をはじめ配慮を要する方の視点を取り入れた避難所を迅速に開設し、運営するための体制の構築までは至っていないのではないかと。要配慮者支援についての検討を更に進めていくとともに、検討した内容を反映した避難所を、的確に開設・運営できる体制づくりを構築していく必要があるという意見を付しています。

ワークショップの実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人等のより多様な主体の視点を取り入れていくとともに、様々な要配慮者の視点を踏まえた避難所の管理運営体制の検討を進めてほしいとしています。

「令和元年度取組方針に対する意見」は、ワークショップを通じて検討した避難所の運営体制、レイアウト、必要な備蓄物資等の検討した内容の意見を集約して、目指すべき避難所の管理運営体制を設定した上で、その実現に向けた具体的な取組を進めていく必要があるのではないかと意見を付しています。その上で、それらのノウハウを各避難所に情報提供・情報共有するとともに、避難所の開設・運営が適切に行えるよう取り組んでいくことを望むとしています。

「その他意見・感想」については、記載のとおりです。

次に、計画事業56「福祉避難所の充実と体制強化」についてです。

本事業の目的は、「災害時に高齢者や障害者等の要配慮者が在宅あるいは避難所で生活を継続するために、要配慮者災害用セルフプランのひな形を作成し、自助・共助の取組として要配慮者がセルフプランを作成できるよう、普及啓発を進めます。また、福祉避難所運営マニュアル

ルを作成し、マニュアルに基づいた福祉避難所開設・運営訓練を実施することにより、福祉避難所の充実と体制強化を図ります。」というものです。

平成30年度は、要配慮者災害用セルフプランのひな形を作成しました。また、新たに区内の民間福祉施設5所と福祉避難所に関する協定を締結し、備蓄を配備しました。さらに、新宿区障害者福祉センターでの福祉避難所ワークショップに参加するとともに、福祉避難所運営マニュアルの策定に着手しました。

これらの取組により、内部評価は「計画どおり」と評価しています。

本事業に対する外部評価について説明します。

「総合評価」は、事業を着実に実施していることから、「計画どおり」と評価しています。引き続き、福祉避難所の充実を図っていくとともに、要配慮者支援の実効性を更に高めていくため、平成30年度に作成した要配慮者災害用セルフプランのひな形の効果的な普及啓発に努めてほしいという意見を付しています。

次に、計画事業57「災害用備蓄物資の充実」についてです。

本事業の目的は、「避難所の食糧等備蓄物資の更新を計画的に行うとともに、備蓄物資の品目や数量等を精査して災害時における避難所の機能の充実を図ります。また、避難所の備蓄物資を補完するための拠点区備蓄倉庫を整備し、災害時における円滑な備蓄物資の供給体制を確保します。」というものです。

平成30年度は、備蓄物資の品目や数量等の見直しを行い、避難所の食糧等の備蓄物資の更新を計画的に行いました。また、防災啓発と食品ロス削減の観点から、賞味期限を迎えるおかゆ缶詰を更新に合わせて区民へ配布するとともに、粉ミルクを区内の保育園に提供し、有効活用を図りました。

これらの取組により、内部評価は「計画どおり」と評価しています。

本事業に対する外部評価について説明します。

「前回の行政評価を踏まえた取組に対する意見」は、平成30年度に行った賞味期限を迎えるおかゆ缶詰の区民への配布については、その周知が不十分ではないかという意見が出ました。防災啓発や食品ロス削減の観点から、備蓄食糧等を区民へ配布する際の周知方法については、より一層工夫してほしいとしています。

「総合評価」は、予定していた事業を着実に実施していることから、「計画どおり」と評価しています。その上で、備蓄食糧の更新に当たっては、区民へ還元する方法やフードバンクへの寄付など、より効率的な活用方法を検討するとともに、更なる食品ロス削減の取組につながるよう努めてほしいという意見を付しています。

次に、計画事業58「災害医療体制の充実」についてです。

本事業の目的は、「限られた医療資源で傷病者に対して、迅速かつ継続して適切な医療活動が行うことができるよう、災害医療体制の一層の充実を図っていきます。」というものです。

平成30年度は、区内全10か所の医療救護所で、新宿区医師会、歯科医師会、薬剤師会も参加した医療救護所開設・運営訓練を実施しました。また、新宿区医師会、災害拠点病院と連携し

て災害医療研修会を年2回実施しました。

これらの取組により、内部評価は「計画どおり」と評価しています。

本事業に対する外部評価について説明します。

「総合評価」は、事業を着実に実施していることから、「計画どおり」と評価しています。今後もより実践的な訓練を実施しながら、災害医療体制の強化に取り組んでほしいという意見を付しています。

「その他意見・感想」については、記載のとおりです。

次に、計画事業59「マンション防災対策の充実」についてです。

本事業の目的は、「区内の住宅の約8割がマンション等の集合住宅であることから、マンション住民への防災意識の啓発やマンション防災への取組を支援します。また、マンションと地域との連携を促進することにより、地域の防災力の向上を図ります。」というものです。

平成30年度は、マンション管理組合と連携して、マンション特有の揺れを体験できる地震動シミュレーターによる訓練や防災セミナーを実施しました。また、マンション自主防災組織への支援として、防災資機材等の助成制度を構築しました。

これらの取組により、内部評価は、「計画どおり」と評価しています。

本事業に対する外部評価について説明します。

「総合評価」は、予定どおり事業を実施したことから、「計画どおり」と評価しています。その上で、今後は、平成30年度に構築したマンション自主防災組織への防災資機材等助成制度を活用し、マンション自主防災組織の結成につながるような取組を進めてほしいとしています。

一方、マンション住民に対する防災意識の普及啓発活動については、より一層充実させていく必要があるのではないか。これまでの防災訓練、防災セミナー等を実施するとともに、例えば、「マンション防災ははじめの一步」の配布方法等の見直し、強化を図る、あるいは、マンション管理組合、町会・自治会等の様々なルート通じて、マンション防災の意識啓発や働き掛けを行っていくなどの工夫により、多様な場面を捉えて、マンション住民の防災意識の向上を図っていくことを期待するという意見を付しています。

個別施策を構成する計画事業についての説明は以上です。

次に、個別施策を構成する経常事業のうち、外部評価意見を付した事業について説明します。第1部会は、経常事業363「地域防災コミュニティの育成」に意見を付しています。

事業概要は、「地域の自主防災体制の強化を目的として、防災区民組織に対する活動助成や防災ボランティアの育成を推進します。」というものです。

外部評価意見は、新宿区防災サポーターが、地域防災の担い手や地域におけるコーディネーター機能として活動していくことを期待する。また、その育成に当たっては、区民のほか企業への働き掛けなどにも取り組んでほしいという意見を付しています。

防災意識の普及啓発、地域防災の担い手の育成という点については、計画事業54「多様な主体との連携による多世代への防災意識の普及啓発」の取組と一体となって事業に取り組むことで、より一層効果的な取組となっていくことを望むとしています。

経常事業についての説明は以上です。

次に、個別施策Ⅱ-2「災害に強い体制づくり」の評価について説明します。

内部評価についてです。

「総合評価」は、めざすまちの姿の実現に向けて各事業を展開するとともに、いずれの事業も予定どおり実施し、一定の成果を上げていることから、「おおむね順調に進んでいる」と評価しています。

「取組の方向性」は、区民一人ひとりの防災意識の高揚と地域防災力の向上のため、防災勉強会、防災講演会、防災イベント等の充実を図り、自助・共助による防災対策を推進していきます。また、学校避難所、福祉避難所及び医療救護所の訓練を実施して、避難所開設運営体制の実効性を高めるとともに、避難所運営管理協議会活動や防災ワークショップを通して、女性、高齢者、障害者、外国人などの要配慮者への支援体制の構築と備蓄物資の充実を図っていきます。さらに、マンション防災対策の充実に向けて、防災セミナーや長周期地震動シミュレーター訓練の実施及び自主防災組織結成の支援などを行うとともに、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催も踏まえ、新宿駅周辺をはじめとする繁華街やビジネス街の防災対策を、事業者や関係機関と連携し推進していきます、というものです。

本個別施策に対する外部評価について説明します。

「総合評価」は、各事業とも一定の成果を上げていることから、「おおむね順調に進んでいる」と評価しています。しかし、本施策の重要な目的の一つである地域防災力の向上という点については、各事業の取組が、災害時に有効に機能する地域防災の担い手づくり、実際の体制づくりという成果が出るまでには、まだ至っていないのではないかと。引き続き、各事業を着実に推進するとともに、今後は、災害時に主体的に活動をする区民や団体等の地域防災の担い手育成に向けた取組をより一層強化し、自助・共助による地域防災体制が構築されることを期待するという意見を付しています。

「取組の方向性に対する意見」についてです。地域防災力の強化のためには、区民一人ひとりの防災意識の向上というものが必要不可欠であり、防災訓練を繰り返し実施していくとともに、防災対策の必要性を地道に区民に啓発していくことが必要です。その上で、防災訓練の実施に当たっては、実施する曜日の工夫や夜間等の時間帯の実施など、多くの区民が参加できる、あるいは、より実態に即した訓練とするための工夫について検討を進めてはどうかという意見を付しています。

個別施策Ⅱ-2「災害に強い体制づくり」についての説明は以上です。

続いて、個別施策Ⅲ-9「資源循環型社会の構築」の概要について説明します。

本個別施策は、1の計画事業と15の経常事業で構成されています。

めざすまちの姿・状態は、「ごみの発生抑制、リサイクルしやすい商品の利用、無駄の少ないエネルギー利用など、日々の暮らしの中で、できる限り環境に負荷をかけないライフスタイルを確立するとともに、きれいなまちづくりに取り組むことにより、環境と調和したまちをめざします。」というものです。

施策の方向性は、ごみの減量とリサイクルの推進となっています。

計画事業84「ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進」についてです。

本事業の目的は、「持続可能な資源循環型社会の構築のため、ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進を図ります。」というものです。

本事業は、ごみの発生抑制の推進、資源回収の推進、事業系ごみの減量推進という三つの事業で構成されています。多様な取組により、区民一人1日当たりのごみ量は、着実に減少しています。

以上のことから、内部評価は「計画どおり」としています。

本事業に対する外部評価について説明します。

「前回の行政評価を踏まえた取組に対する意見」についてです。区の資源化の取組については着実に成果を上げていると評価した上で、地域団体による資源集団回収については、効率的な資源回収や区民のリサイクル意識の向上等の観点から、更に推進していく必要があり、引き続き、資源集団回収を増やしていくための取組を続けてほしいという意見を付しています。

「総合評価」は、ごみの減量とリサイクルの推進へ向けた多様な取組を着実に進め、区におけるごみ処理量が減少していること、また、資源回収量が増加していることから、「計画どおり」と評価しています。

「令和元年度取組方針に対する意見」についてです。フードドライブや食品ロス削減協力店制度等のごみ発生抑制に向けた取組の区民への周知がまだ十分に行き届いていないように思われる。これらの取組を更に拡充させていくとともに、区民への普及啓発をより強化し、3R活動や食品ロス削減の取組が区民の生活の中に浸透していくよう努めてほしいという意見を付しています。

次に、個別施策を構成する経常事業のうち、外部評価意見を付した事業について説明します。第1部会は、経常事業514「ごみの発生抑制に向けた普及啓発」について意見を付しています。

事業概要は、「ごみの減量や発生抑制に関する区民等の意識や行動の向上を目的とした、啓発パンフレットの作成、児童・幼児等向け講座等の実施、施設見学会、ごみ減量・リサイクル功労者表彰等を行います。」というものです。

外部評価意見は、ごみ発生抑制に向けては、区民の意識の向上を図ることが今後更に重要になってくると考える。現行の啓発活動を更に強化していくとともに、施設見学会の機会や新たな取組等も含めて、より積極的に区民へごみ発生抑制についての普及啓発活動に取り組んでいくことを望むとしています。

次に、個別施策Ⅲ-9「資源循環型社会の構築」の評価について説明します。

内部評価についてです。

「総合評価」は、めざすまちの姿の実現に向けて各事業を展開し、いずれも予定どおり実施し一定の成果を上げていることから、「おおむね順調に進んでいる」と評価しています。

「取組の方向性」についてです。資源循環型社会の構築に向けて、区民・事業者・区による連携を強化し、互いの役割を更に強化してごみの減量・資源化を推進していくことでそれぞれ

の事業の効果を高めていきます。ごみの減量・資源化の意識啓発を進めていくために、地域で活躍する人材を育成する各種講座の内容の充実を図り、また、専門学校や事業者等との連携による効果的な周知啓発方法を検討していきます。少量排出事業者への指導やふれあい指導の強化を行うことで、指導の効果を高め、適正なごみ・資源の排出方法や3Rの重要性を発信していくことに努めていきます、としています。

本個別施策に対する外部評価について説明します。

「総合評価」についてです。資源循環型社会の構築に向けて各事業を実施し、区民一人1日当たりのごみの量は着実に減少しています。さらに、金属・陶器・ガラスごみからの資源回収や集団回収の促進など、多様かつ丁寧な取組により資源化が進んだことは、区のごみ処理量の減少に貢献しており、一定の成果を上げている。このことから、「おおむね順調に取り組んでいる」と評価はしています。

「取組の方向性に対する意見」についてです。資源化に向けた多様な取組を実施しており、区として一定の成果を上げているということは評価できるとした上で、資源化率が、近年ほぼ横ばいの状況であるため、更なる資源回収の拡大に向けた取組の工夫が望まれるとしています。今後は、資源化に対する区民の意識を育てていくとともに、区民自らがより一層資源化に向けた取組を進めていくことが必要である。区民への資源化に対する直接的な意識啓発を一層強化していくとともに、事業者・民間企業等とも協力して、例えば、身近な場所に資源回収ステーションを設置するなど、区民が資源化に取り組みやすい環境づくりについても検討していったほしいとしています。

「その他意見・感想」については、記載のとおりです。

第1部会の評価についての説明は以上です。

【会長】

ありがとうございました。

第1部会の皆さんから補足等がありましたらご発言いただいた上で、全体としてまとめていきたいと思えます。

はじめに私から、評価のポイントを確認する意味で補足させていただきます。第1部会は、個別施策Ⅱ-2「災害に強い体制づくり」と個別施策Ⅲ-9「資源循環型社会の構築」という二つの個別施策について評価しましたが、2個別施策とも、区民一人ひとりの自助・共助、あるいは自主的な取組が担う部分が非常に大きいものだと思います。

個別施策Ⅱ-2「災害に強い体制づくり」については、実際に災害が起きたときに、安全性の確保や被害を受けた方々が何とか生きていける、生活できていけるような体制を作っていくためには、行政の力だけでは賅いきれない部分があり、自助・共助という考えに基づいて迅速に動けるような体制づくりが一番重要だと感じました。その意味では、個別の事業は着実に実施しているけれども、施策全体として見た場合に、災害時に実際に動ける体制になっているかという点については、まだ道半ばではないか、もう少し進まない不安な面があり、そこに更に力を入れてほしいという評価にしています。

個別施策Ⅲ-9「資源循環型社会の構築」については、現地視察で新宿中継・資源センターを見学させていただきました。かなり細かくいろいろなお話も聞くことができ、区として本当にすごい努力をしているということが分かりました。例えば、燃えないごみの中には資源化できるものも混在しているので、家庭から回収した燃えないごみの袋を新宿中継・資源センターで空け、その中から資源化できるものを取り出して分別するというを行っています。このような涙ぐましい努力の結果として、区民一人1日当たりのごみ量が確実に減少しているのだと思います。

その上で、今後どのように取り組んでいけば、更に区民一人1日当たりのごみ量を減らしていくことができるのかということについて議論しました。全体としては、ごみの発生自体を減らしていくということと、資源化の割合を増やしていくという方向性があると思います。その中で、今後の取組における一つの可能性として、家庭ごみ収集の有料化ということも検討してはどうかということについて意見を述べています。家庭ごみ収集の有料化については、第1部会の総意としてはぜひ進めてほしいというわけではなく、かなり懸念する意見もありました。ただ、家庭ごみ収集の有料化により実際にごみ量が減った実績のある自治体もあるので、少し研究してみてもどうか考えています。23区はごみ処理が区ごとですので、家庭ごみ収集の有料化は相当難しいということは理解しています。新宿区だけ実施しても意味がないので、23区全体として実施するという事はかなり難しいことですが、少し意見を述べたということでご理解いただければと思います。

では、第1部会の皆さんから補足等があればお願いします。

よろしいですか。

では、第1部会の評価について、委員会としてこの評価で良いかどうかご意見・ご質問をお願いします。

【委員】

会長が述べたように、災害とごみの問題については、区民が意識して取り組む部分が非常に多いということを外部評価委員として肝に銘じなくてはいけないと感じました。つまり、区民は行政ばかりに頼ってばかりではいけないということを伝えたいのではないかと推測しています。

特に、個別施策Ⅱ-2「災害に強い体制づくり」については、個別の事業は着実に展開しているが、実際の有事の際にそれが活用できるかどうかという意見でした。これは、外部評価委員会としても大変重要な問題ではないかと思います。なぜなら、内部評価では、「おおむね順調に進んでいる」と評価していますので、その意味では、本当に順調なのかどうかという外部評価の視点も大事なのだと思います。

個別施策Ⅲ-9「資源循環型社会の構築」については、行政がすごく努力していると説明がありましたが、この点は、外部評価としてきちんと評価しなくてはいけないと思います。具体的には、一度収集したごみを再分別している、その結果、ごみの減量につながっているとのこと。この点も、外部評価委員会としてはきちんと受けとめなければいけないと思います。

そのような感想を持った上で、個別施策Ⅱ-2「災害に強い体制づくり」について、幾つか質問させていただければと思います。

1点目の質問です。本個別施策は、防災意識と地域の防災力の向上、災害情報の伝達体制の強化、避難所運営体制の充実、災害時要援護者（要配慮者）の安全確保、マンション対策、帰宅困難者対策という方向性により進められています。この施策の方向性が、直近で起きているような都市型の災害に整合性があるのかどうかということを外部評価の中で検討したのかどうか疑問に感じています。具体的には、第1部会としては本施策を「おおむね順調に進んでいる」と評価していますが、区民の防災意識という観点について、どのような根拠に基づいて「おおむね順調に進んでいる」と判断したのか教えてください。私は、区民の防災意識については、やはり遅れているのではないかと感じているので、教えていただければと思います

2点目の質問です。計画事業55「女性の視点を踏まえた配慮を要する方への避難所運営の体制の充実」についてです。意見の中で、課題が残っているということが指摘されていますが、具体的にどのようなことが課題なのでしょう。例えば、避難所における間仕切り一つにしても、十分ではないという現状があります。女性の視点を踏まえてということですので、具体的にどのような議論があったのか教えてください。

3点目の質問です。計画事業59「マンション防災対策の充実」について、マンション自主防災組織の結成率やその数が分かれば教えてください。

【会長】

1点目の区民の防災意識の向上は本当に進んでいるのかという質問です。個別施策に対する「総合評価」としては、個別の事業として予定していたことは着実に実施していると評価していますが、区民の防災意識の向上が図られているという評価はしていません。防災の担い手がきちんと育ち広がり、災害時にきちんと動けるのか、あるいは、組織的な体制になっているのかという点については、まだ不十分ではないかという評価としています。そのことを個別に確認したわけではないですが、ヒアリングにおける所管課の説明の中では、体制づくりという意味で進んでいるということは確認できなかったため、その点については道半ばであると考えています。

2点目の計画事業55「女性の視点を踏まえた配慮を要する方への避難所運営の体制の充実」についてですが、ワークショップの実施により意見を集約している、あるいは、どのような課題がありそれに対してどうしていくべきかということを見出す努力は、区としてかなりされていると思います。その上で、集約した意見に基づき、マニュアル化やプロトタイプを作成をして、実際に避難所を開設した際に、要配慮者にきちんと配慮された避難所が確実に設営されるような取組が今後必要ではないかという意見としています。

3点目の計画事業59「マンション防災対策の充実」についてです。ご質問いただいたマンション自主防災組織については、部会の中でも非常に議論したところです。まず、区としてどれだけの数の自主防災組織が組織されているかということは、把握できていません。自主防災組織を結成し、区に届出をすれば資機材等を助成するという仕組みはあるのですが、自主防災組

織を実際に結成している数自体は、把握することができないというのが現状です。結論としては、その現状を踏まえた上で、自主防災組織が次々に組織され、普及していくことがとても重要なことだろうと考え、そのための努力が今後必要ではないかという意見としました。

【委員】

ありがとうございます。

個々の事業は着実に行われているということを踏まえた上で、区民の視点から、個別施策Ⅱ-2「災害に強い体制づくり」が「おおむね順調に進んでいる」と評価するのか「やや遅れている」と評価するのかということは非常に難しい点でないかと思います。

私はどちらかというところ「やや遅れている」のではないかと感じますが、他の委員さんのご意見も伺えればと思います。

【会長】

他の委員のご意見もいただければと思います。

【委員】

「総合評価」の文章の表現として、一定の成果は評価しつつも、「しかし」と述べた後で「おおむね順調に進んでいる」と評価するという書き方が少し伝わりにくいのではないかと感じます。そのため、できるなら、各事業とも一定の成果を上げていることから「おおむね順調に進んでいる」と評価するとして後に、「しかし」と続けたほうが、分かりやすくインパクトがあるのではないかと感じました。

【会長】

この表現については、部会における委員の評価が「順調に進んでいる」と「おおむね順調に進んでいる」に分かれており、各事業は順調だけれども施策全体を見た場合には課題があるということから、その意味ではマイナス評価となるため、「しかし」とした上で「おおむね順調に進んでいる」と評価しているものです。伝わりにくいということであれば今ご指摘いただいたような文章でも良いと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

部会でどのようなやりとりがあったのかということは、その部会の委員以外は分かりませんので、この全体会での部会の説明を聞いて、どのような評価をしたのかということが初めて分かることとなります。そのため、この場における他部会の委員は各部会の外部評価の読み手として参加しているのだと思います。

外部評価の読み手として考えた場合、区に対する評価は、インパクトのある文章とするのが筋ではないかと思います。説明を聞いた上で、施策評価としては「おおむね順調に進んでいる」という評価が妥当な線だと思います。「おおむね順調に進んでいる」と評価するけれども、課題はいろいろとありますということを描くという視点からすると、先に評価を出した上で、「しかし」と要望を述べていくという形が、読み手としては分かりやすいのではないかと思います。

【会長】

一方で、先程、「やや遅れている」という評価でも良いのではないかという意見がありました。その点も含めて、皆様からご意見をいただければと思います。

これは、第1部会だけではなく、第2部会、第3部会の評価にも関わることもかもしれないので、先に議論しておきたいと思います。個々の事業は、新宿区総合計画や新宿区実行計画において事業の内容が決められており、それについては各事業とも着実に実施しています。そのため、各計画事業に対する外部評価は、全て「計画どおり」と評価しています。その上で、施策評価という視点から見ると、全体の大きな目標、めざすまちの姿・状態に照らして、まだ至らない部分があるのではないかという評価を第1部会ではしています。

つまり、計画として実施すべきことは確実に実施しているけれど、大きな目標に照らすと、まだ実施すべきことがあるという場合に、どのように評価するのかということです。第1部会は「おおむね順調に進んでいる」と評価しましたが、先程のご指摘のように、全体の施策評価ということで考えると「やや遅れている」という評価もあり得るのではないかと感じています。

【委員】

第1部会の意見として述べられていることは、実効性の問題だと思います。災害に強い体制づくりのための準備はしているけれど、本当に実効性があるのか、実際の現場とつながっていないのではないかということだと思います。

私は、避難所運営管理協議会の委員、施設管理委員、防災コーディネーターとして活動していますが、やはり、災害時の拠点は避難所です。避難所は、災害時に自宅に住めなくなった人が生活する場所となっていますが、実際には、災害情報や物資が集まる拠点であり、多くの人が避難所に行って物資をもらったり情報を得たりすることになります。しかし、その避難所を運営する人たちが任意であるという状況が難しい課題なのだと思います。

例えば、新宿区防災サポーターという制度がありますが、防災サポーターの方は避難所運営管理協議会の避難所訓練の会議に参加しませんし、あるいは、その地区に防災サポーターがいないのかもしれない。私が住んでいる地区には、六つの避難所がありますが、避難所運営管理協議会の避難所訓練の会議は、ほとんど町会の役員だけで議論しているような状況です。そのような状況のため、区や地域の課題は分かっているのだけれど、それに対する取組が実行できなくなっています。

ですので、区として実施している事業と実際の現場における実効性との間には差があるということ、やはり外部評価としてしっかりと述べていく必要があると思います。それが、「しかし」以降の文章に述べられているのだと感じました。このような現状があるので、私は本個別施策が「おおむね順調に進んでいる」とは思いません。先を見据えた取組は実施していると思いますが、それが実行にまで至っていないという意味で、「やや遅れている」と感じます。

【委員】

私は、防災サポーターとして活動していますが、地域の結束が固い地域などでは、なかなか地域の避難所運営に入っていけないという現状があります。また、現在、防災サポーターは36人しかいませんので、全ての避難所運営管理協議会の避難所訓練の会議に参加するのは難しい

です。その点については、防災サポーター協議会でも苦慮しているような状況です。

防災サポーターは、ほとんどの人が防災士の資格を持っていますが、その資格をいかした活動ができていないということも問題としてあるのではないかと感じています。

【委員】

私は、民生委員として地域の避難所に関わっています。私が関わっている小学校では、女性や災害時要援護者に目を向けた相談窓口の開設ということに取り組んでいます。聴覚障害者のための手話通訳者や高齢者総合相談センターの職員が常駐する体制づくりという形で訓練を実施しているのですが、そのような小さな取組がなかなか広がっていかないというもどかしさを、皆さんの意見を聞いて改めて感じたところです。そのため、本個別施策の評価については「やや遅れている」のではないかと思います。

【会長】

いろいろと貴重な意見をいただき、個別施策Ⅱ-2「災害に強い体制づくり」については、「やや遅れている」という評価にしたほうが良いのではないかと感じています。個別の事業は計画どおり確実に実施しているのですが、それが施策の大きな目標に対して十分ではないということだと思うので、その点をきちんと指摘するという意味で「やや遅れている」という評価にしたいと考えています。いかがでしょうか。

【副会長】

個別施策Ⅱ-2「災害に強い体制づくり」についての説明の中に、逃げないですむまちづくりという区としての意思表示があり、個人的には、その言葉に非常に強い新宿区の意味を感じました。それが「災害に強い体制づくり」という言葉の裏打ちをしているのであり、災害が発生しても新宿区という土地から動かずにすごせるという大きな目標の達成に向けて、区として取り組んでいるのだと思います。しかし、一生懸命取り組んでいたとしても、その目標に対してはまだ距離があるということが、これまでの議論ではっきりしたのではないかと感じました。目標としていることと現実との間には、まだ距離があると捉えると、「やや遅れている」ということを言わざるを得ないのではないかと思います。

【第3部会長】

これまでの議論についてですが、個別の事業としては順調に進捗していたとしても、全体として見ると機能しにくい点があるため、「やや遅れている」と評価するということはあり得ると思うので、賛成します。

その上で、第3部会長の立場から見た感想ですが、同じ個別施策を第3部会で議論したのであれば、恐らく「やや遅れている」という評価になったのではないかと感じています。

【会長】

ありがとうございます。

では、個別施策Ⅱ-2「災害に強い体制づくり」の評価については「やや遅れている」とすることでよろしいでしょうか。

<異議なし>

【会長】

では、そのようにしたいと思います。

第1部会の外部評価について、ほかに意見がないようでしたら第2部会の外部評価についての議論に進みたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、第2部会の施策評価、計画事業評価、経常事業取組状況の評価結果の報告をお願いします。

【事務局】

第2部会の評価について説明します。

第2部会の評価対象施策は、個別施策Ⅰ-5「未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実」です。本個別施策は、11の計画事業と40の経常事業で構成されています。

「めざすまちの姿・状態」は、「子どもたちが自ら学び、考え、行動できる生きる力を育むとともに、地域の人々とのつながりの中で、のびのびと健やかに育ち、新宿に誇りと愛着を持てる人として成長し、自立した個人として他者とともに次代の社会を担うことができるまちをめざします。」というものです。

施策の方向性としては、子ども一人ひとりの生きる力を育む質の高い学校教育の実現、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした教育の推進、新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現、一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備、学校の教育力の強化、学校環境の整備・充実という六つの大きな柱があります。

個別施策を構成する11の計画事業について説明します。

計画事業24「学校の教育力強化への支援」についてです。

本事業の目的は、学校が自主性、自律性を発揮しつつ、教員の指導力の向上や協働性をいかした教育力の向上を促すための支援を行い、各学校の教育目標に沿った計画的な学習活動の実施を目指すというものです。

平成30年度の取組についてです。学校支援体制の充実については、学習指導員を58人配置し、各小・中学校の実情に応じたきめ細かい指導を行いました。学校評価の充実については、各学校が計画的に評価活動を実施するとともに、平成30年度から小中連携型地域協働学校をモデル実施（1地区）を行いました。創意工夫ある教育活動の推進については、学校関係者評価の分析結果を踏まえつつ、学校の意欲的な取組を積極的に支援しました。

以上のことから、内部評価は「計画どおり」と評価しています。

本事業に対する外部評価について説明します。

「前回の行政評価を踏まえた取組に対する意見」についてです。学校支援体制の充実については、各校の実情に応じてきめ細かな指導を行うために、学習指導支援員を配置したことは高く評価できるとしています。

「総合評価」についてです。学校支援体制の充実、学校評価の充実、創意工夫ある教育活動の推進という三つの事業を、個々の学校の実情に応じて適切に取り組んでいることから、「計画どおり」と評価しています。各学校の特色をいかした教育活動の推進を実現するため、今後

も各学校・園の幼児・児童・生徒の実態や地域の実情をしっかりと把握して、支援に取り組んでいくことを期待するとしています。

「令和元年度取組方針に対する意見」についてです。区立幼稚園における学校評価については、学校評価検討委員会での検討結果を踏まえ、全区立幼稚園が同じフォーマットの評価シートで評価を行えるようになることを望むとしています。

「その他意見・感想」については、記載のとおりです。

計画事業25「一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育の推進」についてです。

本事業の目的は、学校教育において、特別な支援を必要とする子どもたちの様々な教育的ニーズに対し、適切な対応が図られるよう、児童・生徒や学校に対する支援を行うほか、教育環境の整備を行うというものです。

平成30年度の実際取組についてです。

特別支援教育の推進では、特別支援教育推進員を32名から34名に増員し、通常の学級での支援体制を充実しました。中学校への特別支援教室の開設では、3校で先行実施を行い、課題について検討し、全校実施に向け「中学校まなびの教室ガイドライン」を改訂しました。日本語サポート指導における日本語初期指導では、文部科学省が作成した対話型のアセスメント（DLA）を実施し、児童・生徒の日本語習熟度をより正確に把握できるよう、指導方法の工夫改善を図りました。児童・生徒の不登校対策では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用して、関係機関と連携し、支援を必要とする児童・生徒、学校及び保護者のニーズに応じた支援を適切に実施しました。専門人材を活用した教育相談体制の充実では、専門人材を活用し、関係機関と連携して教育相談体制を強化しました。

以上のことから、内部評価は「計画どおり」と評価しています。

本事業に対する外部評価について説明します。

「総合評価」についてです。一人ひとりの児童・生徒に対応できるよう、特別支援教育、日本語サポート指導、不登校対策についてそれぞれ専門人材を活用して丁寧に取り組んでいることから「計画どおり」と評価しています。今後とも更なる多様性が求められる事業であるため、ソフト面において柔軟かつ適切な対応ができるように取り組んでいくことを期待するとしています。

「令和元年度取組方針に対する意見」についてです。中学校の特別支援教室が令和元年度に全校開設するが、適切に運用できるように取り組んでほしいとしています。

「その他意見・感想」については、記載のとおりです。

計画事業26「学校図書館の充実」についてです。

本事業の目的は、子どもの読書活動を推進するとともに、司書等の資格を有する学校図書館支援員を全校に配置し、学校図書館の計画的な購入支援、児童・生徒への読書案内やレファレンス、区立図書館との連携等を行い、学校図書館の充実を図るというものです。

平成30年度の実際取組は、全区立小・中学校における学校図書館支援員を各校週2日程度配置するとともに、学校図書館図書標準の7%程度の更新を行いました。また、学校図書館の

放課後等開放については、5校から15校にモデル校を拡大して実施し、令和元年度の全区立小学校での実施に向け、当該校や放課後子どもひろばなどの調整準備を着実に進めました。

以上のことから、内部評価は「計画どおり」と評価しています。

本事業に対する外部評価についてです。

「総合評価」についてです。全区立小・中学校に、学校図書館支援員を各校週2日程度配置、学校図書館活用推進員の巡回による学校支援、学校図書館の放課後等開放の全区立小学校での実施に向けた準備など、着実に取り組んでおり、「計画どおり」と評価しています。児童・生徒の教育環境がより豊かになるように自由に学べる環境づくりに取り組んでほしいとしています。

「令和元年度取組方針に対する意見」についてです。全区立小学校での学校図書館の放課後等開放についての利用実態を把握し、きちんと検証するとともに、より利用しやすい環境づくりに取り組んでほしいとしています。

「その他意見・感想」については、記載のとおりです。

計画事業27「時代の変化に応じた学校づくりの推進」についてです。

本事業の目的は、新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針及び学校選択制度の見直し方針に基づき、生徒・児童数や学級数、学校の規模等について調査を行い、教育環境の変化に対応した就学制度の実現を図るというものです。

平成30年度の実際取組についてです。普通教室の確保に向けては、児童・生徒数の動向を把握するとともに、学校施設の構造や学級の配置状況等の実情を踏まえたシミュレーションを実施しました。小学校の指定校変更制度については、平成29年度に大きく運用改善を図り、個々の家庭の実情に合わせた丁寧な対応を引き続き行いました。

以上のことから、内部評価は「計画どおり」と評価しています。

本事業に対する外部評価についてです。

「総合評価」についてです。普通教室の確保については、人口推計や再開発の動向を踏まえ、次年度以降数年間分の児童・生徒数のシミュレーションに基づき、適切に対応していること、小学校の学校選択制度の廃止に伴い、指定校変更制度の申立や決定などの手続きの運用改善が図られていることから、「計画どおり」と評価しています。ただし、教室等の施設の整備に当たっては、在校生が不便な環境にならないように十分に配慮してほしいとしています。

「令和元年度取組方針に対する意見」についてです。普通教室の確保に伴い生じるスペースの減少により、放課後子どもひろばの場所などへの影響も十分に検証しながら、取り組んでほしいとしています。

「その他意見・感想」については、記載のとおりです。

計画事業28「公私立幼稚園における幼児教育等の推進」についてです。

本事業の目的は、区内公私立幼稚園において、質の高い幼児教育を提供するとともに、幼児教育を受ける際の保護者の選択肢の幅を広げるといったものです。

平成30年度の実際取組についてです。区立幼稚園においては、巡回相談の実施に当たり、

保健センターや療育施設等関連施設と情報の連携を行い、支援員の配置や保育の実施に配慮しました。私立幼稚園においては、一時預かり事業導入に向けて区内私立幼稚園長会との協議の上、方針を決定しました。また、防犯・防災事業への補助金の対象経費にブロック塀の安全対策を加えました。

以上のことから、内部評価は「計画どおり」と評価しています。

本事業に対する外部評価についてです。

「総合評価」についてです。区立幼稚園においては全14園での3年保育の実施、地域バランスに配慮した4園での預かり保育の実施等、保護者のニーズに対応した幼児教育の実施や、私立幼稚園については、助成により保育環境の充実に取り組んでいることから、「計画どおり」と評価しています。今後とも、質の高い幼児教育をどう確保していくのかを示しながら取り組んでいくことを望む。あわせて、預かり保育についても魅力ある保育の質の確保に努めてほしいとしています。

「令和元年度取組方針に対する意見」については、幼児教育・保育の無償化の実施以降も、公私立幼稚園にかかわらず、幼児教育がより一層充実、推進されることを期待するとしています。

「その他意見・感想」については、記載のとおりです。

計画事業29「学校施設の改善」についてです。

本事業の目的は、学校施設の良好な教育環境を確保するための環境整備を行うというものです。

平成30年度の実際取組は、当初予定していた計画内容である小学校14校で134基の工事を見直し、平成31年3月末までに小学校10校で99基、中学校3校で36基の学校トイレの洋式化を実施しました。

以上のことから、内部評価は「計画どおり」と評価しています。

本事業に対する外部評価についてです。

「総合評価」についてです。予定していた小・中学校の学校トイレの洋式化を着実に実施し、児童・生徒にとって安全・安心な教育環境を確保するとともに、災害時の避難所としての機能向上に寄与したことから、「計画どおり」と評価しています。学校施設の工事の実施に当たっては、学校の教育活動への影響に留意し、環境の変化に応じた適切な対応をされることを望むとしています。

「令和元年度取組方針に対する意見」については、未設置校を対象に、小・中学校の屋内運動場（体育館・武道場）に空調設備を整備することは大いに期待するとしています。

「その他意見・感想」については、記載のとおりです。

計画事業30「ICTを活用した教育の充実」についてです。

本事業の目的は、区立小・中・特別支援学校の教育用ネットワーク及び教室用ICT機器、電子黒板機能付プロジェクタ、実物投影機、タブレットパソコンについて、より使いやすく教育効果の高い最新のICT機器に更新するというものです。

平成30年度の実際取組についてです。区立小・中・特別支援学校の特別教室、少人数教室等の教室用ICT機器について、平成31年3月末までにプロジェクタ287台、実物投影機287台を更新しました。また、新学習指導要領に対応した小学校におけるプログラミング教育のモデル実施や、デジタル教材の選定を行いました。教員のICT活用力の向上についても積極的に取り組みました。

以上のことから、内部評価は「計画どおり」と評価しています。

本事業に対する外部評価についてです。

「総合評価」についてです。区立小・中・特別支援学校全40校における特別教室、少人数教室等のICT機器の更新を計画的に実施するとともに、ICT支援員の配置、ICT推進リーダー向け研修等により、教員の支援に取り組んでおり、授業の質的向上を図っていることから、「計画どおり」と評価しています。

「令和元年度取組方針に対する意見」についてです。新学習指導要領の実施に対応したプログラミング教育の実施の際には、デジタル教材、プログラミング教育の実践事例等の成果を共有する仕組みを整えるだけでなく、プログラミング教材を実際に活用できるよう、適切な支援を望むとしています。

「その他意見・感想」については、記載のとおりです。

計画事業31「地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実」についてです。

本事業の目的は、地域住民や保護者等が学校運営や学校評価に参画できる仕組みである地域協働学校運営協議会を設置し、各学校の状況や地域の実情を踏まえながら、学校と地域住民等が連携・協働して学校運営を行うというものです。

平成30年度の実際取組についてです。学校運営協議会開催時には毎回職員を派遣し、情報提供などの支援を行うとともに、平成30年7月には研修会を開催し、事例紹介等を行いました。また、四谷地区においては、小中連携型地域協働学校のモデル実施として、小中連携協議会を2回開催しました。これまで学校運営協議会に参加する機会がなかった地域団体やNPO、地域の企業へ呼び掛けて、学校運営協議会と地域との連絡会もモデル実施を1回開催し、計5団体が参加しました。

以上のことから、内部評価は「計画どおり」と評価しています。

本事業に対する外部評価についてです。

「総合評価」についてです。各学校運営協議会に職員の派遣による情報提供、研修会の実施による事例紹介等の活動支援を行うとともに、学校評価等の機会を通じて学校との課題等の共有を図ることで、地域に根差した教育が推進されている。また、小中連携型地域協働学校及び学校運営協議会と地域との連絡会のモデル実施を予定どおり行い、子どもの教育環境を豊かにする取組を進めたことから、「計画どおり」と評価しています。学校運営協議会と地域との連絡会の取組が広がることで、その相乗効果として、小中連携型地域協働学校の取組にしっかりとつながっていくのではないかと期待しています。モデル地区以外の他地区への展開が進んでいくことを望むとしています。

「令和元年度取組方針に対する意見」についてです。他地区への展開については、四谷地区におけるモデル実施の効果を十分に検証するとともに、各地区の地域性や特色、保護者や地域に関わっている人等の思いをきちんとくみ取った上で、慎重に検討を進めていくことを望むとしています。

「その他意見・感想」については、記載のとおりです。

計画事業32「東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした教育の推進」についてです。

本事業の目的は、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機とし、大会後のレガシーとして、多文化が共生する区において、子どもたちが異文化を理解し、自国の文化に誇りを持つことに加え、思いやりをもって、全ての人により良い社会の実現を目指すこと、また、スポーツを通じて自らの心身を向上させていく態度を育成するための教育を支援するというものです。

平成30年度の実際取組についてです。英語キャンプの実施については、小学生の部、中学生の部ともに、より一層効果的なプログラムを提供しました。伝統文化理解教育の推進については、希望する中学生を対象にした東京染ものがたり博物館の見学を新たに実施するなど、プログラムの充実を図りました。障害者理解教育の推進については、各学校で障害者スポーツ選手との交流を交えながら、障害者スポーツを体験するなど、障害者理解教育を推進しました。スポーツギネスの推進については、小学校ではこれまでの取組を推進するとともに、中学校においてはダブルダッチの取組を推進しました。

以上のことから、内部評価は「計画どおり」と評価しています。

本事業に対する外部評価についてです。

「総合評価」についてです。東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機とした教育として、英語キャンプの実施、伝統文化理解教育の推進、障害者理解教育の推進、スポーツギネス新宿の推進という四つの事業を、多様な視点から着実に取り組んでいること。また、各事業に参加した児童・生徒のアンケート結果からも成果を上げていることから、「計画どおり」と評価しています。

「令和元年度取組方針に対する意見」についてです。児童・生徒にとって、とても有益な事業であると考えため、東京2020オリンピック・パラリンピック終了後も継続して実施していくことを望むとしています。

計画事業33「国際理解教育及び英語教育の推進」についてです。

本事業の目的は、グローバルな視野を持ち、国際社会で活躍するとともに、多様な文化が共存するまち新宿を支える人材の育成に向けて、ICTの活用や地域人材との連携等、様々な手法により、国際理解教育及び英語教育を推進していくというものです。

平成30年度の実際取組についてです。全区立小学校にデジタル教材を導入するため、教育課題研究校2校において検証や検討を行い、令和2年度の全区立小学校への導入に向けて取り組みました。区独自に、区立小学校の全学年に外国人英語教育指導員（ALT）を配置し、小学

校3・4年生のALTの配置時間数を、年間20時間から35時間へと大幅に増やし、授業を実施しました。実用英語技能検定（英検）受験を希望する区立中学校の2年生316名に対して、受験料を補助しました。英検の合格に向けた取組として、英検I B Aを全区立中学校の全学年で実施しました。

以上のことから、内部評価は「計画どおり」と評価しています。

本事業に対する外部評価についてです。

「総合評価」についてです。専門性の高い事業者への委託による外国人英語教育指導員を、区立小学校の全学年に計画的に配置し、質の高い英語授業を実施するとともに、実用英語技能検定受験を希望する区立中学校2年生への受験料の補助及び区立中学校全学年に対し英検I B Aを実施することで、児童・生徒の英語に対する学習意欲の向上が図られていることから、「計画どおり」と評価しています。

「令和元年度取組方針に対する意見」についてです。英語教育の推進に当たっては、児童・生徒の英語に対する関心や意欲が高まるように更なる取組の充実が図られることを期待するとしています。

「その他意見・感想」については、記載のとおりです。

計画事業34「チームとしての学校の整備」についてです。

本事業の目的は、多様な人材が各々の専門性に応じて学校運営に参画することにより、学校の組織力をより効果的に高めていくとともに、子どもたちの教育活動の充実を図るというものです。

平成30年度の実際取組についてです。都や国が示したガイドライン等を踏まえ、中学校長会や体育教諭などで構成する検討部会において検討を行い、新宿区立学校における部活動ガイドラインを策定しました。また、令和元年度からの部活動運営支援事業の実施に向けて、配置人数や研修内容の検討を行いました。

以上のことから、内部評価は「計画どおり」と評価しています。

本事業に対する外部評価についてです。

「総合評価」についてです。教員の教育環境の改善や働き方改革の実現、子どもの教育活動の充実を図るために、新宿区立学校における部活動ガイドラインを策定し、教員の勤務時間・負担感の軽減や生徒の部活動での十分な休養の確保など、一定の成果につながっていることから、「計画どおり」と評価しています。

「令和元年度取組方針に対する意見」についてです。児童・生徒に安定した質の高い部活動の実現が図られるよう、人材の確保や育成に努め、より充実した取組となることを望むとしています。

「その他意見・感想」については、記載のとおりです。

計画事業についての説明は以上です。

次に、個別施策を構成する経常事業について説明します。第2部会は、40の経常事業のうち、11の事業について外部評価意見を付しました。

経常事業206「創意工夫によるオリンピック・パラリンピック教育の推進」についてです。

事業概要は、東京オリンピック・パラリンピック教育推進事業を実施し、区立学校、幼稚園、こども園での学習内容や活動とオリンピック・パラリンピックを関連づけた取組を展開するというものです。

外部評価意見は、多様な取組を展開するに当たっては、それらの取組の課題や成果をしっかりとフィードバックし、共有するとともに、成果を今後どのようにいかしていくかということについても留意しながら取り組んでほしいとしています。

経常事業208「私立専修・各種学校指導監督事務」についてです。

事業概要は、私立専修・各種学校の健全な発展を図るため、監督指導を行うほか、私立学校の設置、廃止等の認可、各種届出書の受理を行うというものです。

外部評価意見は、新宿区には私立専修学校及び私立各種学校が多く設置されていることから、留学生の実態についてしっかりと把握するように努めてほしいとしています。

経常事業214「学校支援体制の充実」についてです。

事業概要は、学校問題支援室の設置や、より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート(hyper-QU)の活用により、いじめや不登校等の問題行動の発生防止、解決を図りますというものです。

外部評価意見についてです。学校問題支援室の設置やより良い学校生活と友達づくりのためのアンケートであるHyper-QUについては、現在、区立学校の小学校4年生から6年生及び中学1年生から3年生を対象に実施している。区立小学校10校では1年生から3年生も対象に、工夫しながら実施している。それらの状況を検証しながら、区立全小学校において1年生から6年生を対象に、hyper-QUの実施について検討してはどうかとしています。

経常事業216「放課後等学習支援」についてです。

事業概要は、授業だけでは学習内容の取得が十分でない児童・生徒や、学習意欲・学習習慣に課題がある児童・生徒に対して、放課後等の時間を活用し、一人ひとりの学習状況に応じたきめ細やかな指導を行うというものです。

外部評価意見は、放課後等学習支援員は有償ボランティアという位置付けであるが、チームとしての学校の一員としての役割を担うのであれば、待遇面も含めて相応の位置付けとなるよう検討してほしいとしています。

経常事業218「特別支援学級等の運営（小・中学校）」についてです。

事業概要は、特別支援学級や特別支援教室の運営に対する支援を行うというものです。

外部評価意見は、小・中学校を通じた各校間の意見交換や情報共有に基づき、特別支援教育推進員や特別支援学級介助員を含むスタッフの配置等を適切に行い、一層の体制強化が図られることを望むとしています。

経常事業222「奨学資金の貸し付け」についてです。

事業概要は、有用な人材を育成することを目的として、成績優秀であり、かつ経済的な理由により修学困難なものに対して、修学に必要な資金を貸し付するというものです。

外部評価意見についてです。本事業による奨学資金の貸付が有効に利用されるために、必要としている人に対してきちんと情報が行き届くように、更なる周知の強化が望まれる。また、奨学資金の返済についても、指導や督促等がより徹底されることを期待するとしています。

経常事業237「学校保健の管理運営（小・中学校）」についてです。

事業概要は、学校保健安全法に基づき、区立小・中学校の児童・生徒の健康管理や学校環境衛生の維持・改善を図るため、定期健康診断や環境衛生検査などを実施するというものです。

外部評価意見は、小児生活習慣病予防健診の早期受診を積極的に促すとともに、必要に応じて医療機関への受診の働き掛けや栄養指導等を行うことで、児童・生徒の生活習慣病の発症を未然に防ぐよう努めてほしいとしています。

経常事業240「スクールスタッフの活用」についてです。

事業概要は、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを推進するため、地域の教育資源（教員免許、司書、保育等）の有資格者であるスクールスタッフを活用するというものです。

外部評価意見は、スクールスタッフは有償ボランティアという位置付けであるが、チームとしての学校の一員としての役割を担うのであれば、待遇面も含めて相応の位置付けとなるように検討してほしいとしています。

経常241「社会教育委員の活動」についてです。

事業概要は、社会教育委員は、社会教育に関する諸計画の立案や教育委員会への助言等を行うというものです。

外部評価意見は、第21期社会教育委員の会議のテーマである「地域協働学校への支援の輪を広げるために～支援につながる具体的な方策～について」において、地域協働学校がより有効な取組となるように有益な提言がなされることを期待するとしています。

経常事業242「スクール・コーディネーターの活動」についてです。

事業概要は、地域に根ざした人材をスクール・コーディネーターとして学校に配置し、学校・家庭・地域の連携を図り、教育課程や学校行事など様々な場面で学校の活動を支援するというものです。

外部評価意見についてです。スクール・コーディネーターの活動内容は複雑かつ多岐にわたっている。そのため、各学校のスクール・コーディネーターの働き方や活動内容等の実情をしっかりと把握し、理解するとともに、役割、業務、待遇のバランスが図られるように対応していくことが必要ではないか。スクール・コーディネーター当事者の熱意に依存することなく、多様な場面で活躍できるような仕組みづくりを望むとしています。

経常事業244「入学前プログラム」についてです。

事業概要は、区立小学校入学前の子どもとその保護者を対象に、新1年生保護者会等の機会を利用して、保護者同士、子ども同士がコミュニケーションを持てるプログラムを実施するというものです。

外部評価意見は、プログラムの実施に当たっては、適宜、内容の検証を行うとともに、保護者や子どもの様々なニーズに対応できるように検討し、更なるプログラムの充実を図ってほし

いとしています。

経常事業についての説明は以上です。

最後に、個別施策Ⅰ-5「未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実」の評価について説明します。

内部評価についてです。

「総合評価」についてです。めざすまちの姿を実現するためには、就学前から中学校までのつながりのあるより質の高い教育を推進するとともに、新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育を推進していく必要があります。そのため、六つの施策の方向性に基づいて様々な取組を行い、めざすまちの姿の実現に向けておおむね成果を上げており、「おおむね順調に進んでいる」と評価しています。引き続き、子どもたちが障害を切り拓いていく力を伸ばしていくため、学校・家庭・地域と連携・協働しながら、教育活動や教育環境の一層の充実に取り組んでいくとしています。

「取組の方向性」についてです。新学習指導要領への円滑な移行と教育活動の充実に向けて小・中学校での学習指導支援員の配置の継続、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした中学生のボランティアマインドの育成、小学校での新たなスポーツの導入等に取り組みます。また、特別支援教育推進員を増員するとともに、全区立中学校に特別支援教室「まなびの教室」を開設します、としています。

本個別施策に対する外部評価について説明します。

「総合評価」についてです。「新宿区教育ビジョン」における3つの柱である「子ども一人ひとりの『生きる』力をはぐくむ、質の高い学校教育の実現」、「新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現」、「時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現」という施策の方向性に基づき、各事業を展開し、着実に実施している。これらの取組により、就学前から中学校までのつながりのある質の高い教育が推進されていることから、本施策の取組状況は「おおむね順調に進んでいる」と評価しています。引き続き、未来を担う子どもたちが、地域や社会とのつながりの中でのびのびと健やかに成長していけるよう、学校・家庭・地域と連携、協働しながら、教育環境がより豊かなものになることを期待するとしています。

「取組の方向性に対する意見」についてです。各学校の取組や地域との連携については、引き続き、課題をしっかりと把握し、適切な支援を行うことで、教育活動や教育環境をより充実させるとともに、質の高い教育が推進されることを望むとしています。

「その他意見・感想」については、記載のとおりです。

第2部会の評価についての説明は以上です。

【会長】

ありがとうございました。

第2部会の委員から、補足等がありましたら、お願いします。

【副会長】

個別施策Ⅰ-5「未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実」については、学校教育そのものに対する事業ではなく、環境醸成というところの観点から、学校教育が順調に機能していくための様々な取組であるということをご確認いただければと思います。個別の事業の数が非常に多い施策ではありますが、それらが一つの施策につながるという仕組みをどこまで共有できたかということも含めてご議論いただければと思います。

【委員】

第2部会において、特に一生懸命議論した事業としては、計画事業25「一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育の推進」があります。本事業の中には、特別支援教育、日本語サポート指導、不登校対策という大きな三つの取組があり、その点について、議論を集中させたと感じています。

また、個別施策Ⅰ-5「未来を担う子どもたちの生きる力を伸ばす教育の充実」の取組が「新宿区教育ビジョン」とどのように結びついているのかを理解するということ、評価作業が始まる前に第2部会長よりご指導いただき、外部評価に取り組みました。「新宿区教育ビジョン」には、3つの柱と10の施策が示されているのですが、それらに本施策の事業がどのように組み込まれているのかということ整理しながら、丁寧に外部評価に取り組みさせていただいたと思います。とはいえ、果たしてこの評価で十分だったのか十分に議論し尽くしたかという点については、とても不安なところもありますので、皆様のご指摘、ご意見をいただければと思います。

【会長】

ありがとうございます。

では、第2部会の評価について、委員会としてこの評価で良いかどうかご意見・ご質問をお願いします。

では、まず私から質問させていただきます。

計画事業34「チームとしての学校の整備」についてです。本事業の評価には部活動の話しか記載されていませんが、それで十分なのでしょうか。

子どもや家庭を取り巻く環境の変化に伴い複雑化・多様化する教育課題に対して、個別の教員が一人で対応するのではなく、学校としてチームで取り組みましようということだと思いますが、それはどのような課題があり、そのようなチームなのかが分かりません。また、その事業内容が部活動のみとなっていることとの関係性を教えてください。

【事務局】

今ご指摘いただいた点については、第2部会の中でも議論になりました。

計画の体系を説明させていただくと、計画事業34「チームとしての学校の整備」については、三つの枝事業で構成されています。一つ目が、枝事業①「部活動を支える環境の整備」、二つ目が、計画事業25「一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育の推進」の枝事業⑤「専門人材を活用した教育相談体制の充実」、三つ目が、計画事業31「地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実」です。なお、計画事業25「一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育の推進」の

枝事業⑤「専門人材を活用した教育相談体制の充実」、三つ目が、計画事業31「地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実」については、再掲の事業のため、内部評価、外部評価ともに枝事業①「部活動を支える環境の整備」に対する評価のみとなっています。

また、チームとしての学校というものの考え方についても、第2部会において、チームとしての学校はより広範な取組に関わるものではないかという議論がありました。そのような議論も踏まえて、外部評価意見を記載しているところです。

【副会長】

外部評価の手法としては、内部評価における評価対象に対して外部評価するというものですので、内容としては部活動のことにのみとなっています。しかし、やはりチームとしての学校はそれだけではないのではないかという思いがあり、「その他意見・感想」として意見を記載しています。

【会長】

分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

計画事業25「一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育の推進」と経常事業「学校支援体制の充実」に関連して、4点質問させていただければと思います。

一点目は、小・中学校の現況についてです。特に、生活指導上の課題としてどのようなものがあるのか教えてください。

二点目は、発達障害等のある児童・生徒についての現況と対応が分かれば教えてください。

三点目は、不登校の児童・生徒の数、いじめや虐待等の現況について教えてください。

四点目は、中学校における部活動の現況について、どのような部活動が成立しているのか、あるいは、成立していないのかについて教えてください。

これらを前提として、一人ひとりの子どもが平等に豊かに学べるということにつながるのではないかと思いますので、分かる範囲で教えていただければと思います。

【会長】

既に時間が過ぎていきますので、今の質問の回答は、次回にお願いします。

そのほかに、次回に向けて質問等がありますか。

【第3部会長】

計画事業25「一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育の推進」の指標6「不登校出現率」の達成度が54.8%となっており、良いとは言えない結果ではないかと思います。その上で、なぜ「総合評価」を「計画どおり」と評価したのかについて、考え方を教えていただければと思います。

【会長】

では、先程の質問と合わせて、次回お答えいただければと思います。

時間になりましたので、本日の委員会はこれで終了とします。

お疲れさまでした。

<閉会>